

平成27年第4回国立大学法人旭川医科大学経営協議会議事要旨

1. 日 時 : 平成27年12月7日(月) 15:03～
2. 場 所 : 第二会議室
3. 出席者 : 吉田 晃敏学長, 松野 丈夫理事, 井上 久志理事, 平田 哲副学長, 原田 直彦委員, 宮間 利一委員, 宮本 光明委員
4. 欠席者 : 表 憲章委員, 高橋 剛委員
5. 陪席者 : 宮森 雅司監事, 高野 一夫監事, 太田 貢学長政策推進室長, 久保事務局長, 萩総務部長, 千葉病院事務部長, 小出教務部長, 三浦総務課長, 滝本企画評価課長, 綿矢会計課長, 藤井施設課長, 沼舘医療支援課長, 西田学生支援課長

議事に先立ち、学長から、経営協議会の委員の構成については、参考資料のとおりである旨説明があった。

次いで、学長から、平成27年第3回(平成27年6月23日開催)経営協議会の議事要旨が諮られ、これが了承された。

議 題

1. 平成27事業年度収支決算見込み(中間決算含む)及び補正予算について

本件について、学長から発議があり、次いで、綿矢会計課長より平成27事業年度収支決算見込み(中間決算含む)及び補正予算について、資料2-1～3に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

2. 平成28事業年度予算編成方針について

本件について、学長から発議があり、次いで、綿矢会計課長より平成28事業年度予算編成方針について資料3に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

3. 国立大学法人旭川医科大学会計規程の一部改正等について

本件について、学長から発議があり、次いで、久保事務局長より国立大学法人旭川医科大学会計規程の一部改正等について資料4に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、これらの規程等は、施行日を役員会と同日の12月9日として、必要な事務手続きを進める旨学長から付言があった。

4. 旭川医科大学授業料その他の費用に関する規程の一部改正について

本件について、学長から発議があり、次いで、西田学生支援課長より旭川医科大学授業料その他の費用に関する規程の一部改正について資料5に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、本規程は、12月9日開催の役員会に付議し、今後、字句等の軽微な変更があった場合の取扱いについては、学長に一任願いたい旨学長から付言があった。

報告事項

1. 学長報告

学長から、次のとおり報告があった。

(1) 診療従事等教員特別手当等の支給について

12月期に支給する「診療従事等教員特別手当」及び「診療特別手当」については、本学の財政事情を考慮の上、支給の都度、学長が定めることとなっていること。

「診療従事等教員特別手当」については、6月期と同様に本学の厳しい財政状況を踏まえて、支給しないこと。

ただし、研修医に支給している「診療特別手当」の支給割合は、これまで通り、100%としたこと。

なお、12月1日付けで支給対象職員に文書で通知していること。

(2) 平成26年度に係る業務の実績に関する評価結果について

国立大学法人評価委員会から、「平成26年度に係る業務の実績に関する評価結果」について、平成27年11月6日付けの文書で通知があったこと。

次いで、滝本企画広報評価課長から、資料6-1～3に基づき、次のとおり報告があった。

「財務内容の改善に関する目標」は、課題があると評価され、財務構造等における課題のみならず、財務マネジメントに深刻な課題があると認められることから、財務マネジメント体制の抜本的な見直しを実施し、外部有識者の参画も含めた財務マネジメント体制の早急な確立と財務改善及びこれらを実現するための大学ガバナンス体制の強化に努めることが強く求められ、また、管理的経費の削除に至っていないため、年度計画を十分には実施していないと厳しく指摘されていること。

このことにより、「中期計画の達成のためには重大な改善事項がある」と評定されていること。

「財務内容の改善に関する目標」以外の項目は「順調に進んでいる」との評価であったこと。

今後の留意点として、「財務マネジメント上の課題」、「医療安全体制の課題」、「研究費の不適切な経理」、「研究における不正行為」等については、社会的信頼を失わないためにも、他法人の取組等も参考にしつつ、適正な処理を願いたいこと。

引き続き、今回の評価結果を踏まえ、今後とも執行部一丸となって大学運営に当たるので、協力願いたい旨学長から付言があった。

(3) 「第3期中期目標・中期計画（素案）」の策定について

第3期中期目標・中期計画（素案）については、6月30日付けで文部科学省に提出しているが、9月15日付けで文部科学省から各法人宛に、中期目標・中期計画素案について、具体性等について、確認の依頼が来たこと。

それを受けて、目標・計画検討ワーキンググループで検討を行い、10月30日に文

部科学省に提出したこと。

次いで、滝本企画広報評価課長から、資料7に基づき、変更箇所について説明があった。

引き続き、学長から、次のとおり付言があった。

今後は、文部科学大臣からの通知を踏まえ、経営に関する事項について経営協議会で審議し、文部科学省に提出すること。

提出後、3月に認可される予定であること。

(4) 短期借入れについて

綿矢会計課長から、短期借入れについて、資料8に基づき説明があった。

引き続き、学長から、次のとおり説明があった。

今年度は、6月と9月にも短期借入れを行う恐れがあったが、学内で努力して回避したこと。

12月は賞与支払い月であり、他の月よりも支出が大きく、今年度初の短期借入れを行うことになったこと。

3月中旬にも短期借入れを行う恐れが出てきたので、引き続き経費節減に協力願いたいこと。

(5) 寄附金、受託研究、共同研究の受入れについて

平成27年6月～11月分の寄附金受入状況については、資料9-1のとおりであること。

また、平成27年11月末までに受入れを決定した受託研究及び共同研究については、資料9-2～3のとおりであること。

(6) 環境報告書2015について

藤井施設課長から、資料10に基づき、次のとおり説明があった。

環境報告書は、環境配慮促進法により、事業年度ごとに毎年9月末日までに公表することが義務付けられており、平成18年度から毎年ホームページで公表していること。

「環境報告書2015」についても、これまで同様、環境方針や実施計画、環境への取組状況、事業活動に伴う環境負荷等を記載していること。

本報告書は既に本学ホームページに掲載し、公表していること。

(7) 診療報酬の返還金処理について

沼館医療支援課長から、資料11に基づき、次のとおり説明があった。

平成25年9月11日、12日に行われた特定共同指導について、自主的に保険者に返還することとされ、返還金関係書類の提出したこと。

資料11のとおり、診療報酬の返還金処理について通知があったこと。

返還金額は、28,029,865円で、返還については、来年度の診療報酬請求金額と相殺する予定で関係機関と調整していること。

2. その他

- ・学長から，次回の経営協議会は，日程調整の上開催する予定である旨の報告があった。

以上